(仮称)東京都北区子どもの権利と幸せに 関する条例の基本的な考え方(案)

令和5年12月 北 区

この「条例の基本的考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであ り、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

◎条例制定の趣旨

北区では、7つの主要政策の一つとして「子どもの幸せ No.1」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者等、全ての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、国籍、性別、障害等のあるなしにかかわらず、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともにすこやかに成長できるよう、子どもの権利を保障し、子どもが生涯にわたり幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、(仮称)東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例を制定することとします。

1 条例の全体構成

目次

- 1 前文
- 2 総則(目的、言葉の意味、基本理念)
- 3 子どもの権利の保障
 - (1) 大切な子どもの権利
 - (2) 子どもの権利を保障するための役割(各主体の役割)

4 子どもの幸せの実現に向けた取組の推進

- (1) 子どもの意見等の表明および参加
- (2) 子どもの意見等を求めるための会議
- (3) 虐待、体罰等の防止
- (4) いじめその他の権利の侵害の防止
- (5) 子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり
- (6) 子どもの居場所づくり
- (7) 子どもが相談しやすい環境づくり
- (8) 子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり
- (9) 子どもの貧困の防止

5 北区子どもの権利に関する施策の推進と検証

- (1) 子どもの権利に関する施策の推進等
 - ① 子どもの権利の施策の推進
 - ② 子どもの権利に関する普及啓発
- (2) 北区子どもの権利委員会
- 6 子どもの権利擁護
- 7 施行期日

2 条例の内容

(1) 前文(盛り込む内容)

- 子どもたちへのアンケート結果等を踏まえて、子ども・大人・区それぞれからの宣言形式による前文とする。
- 「児童の権利に関する条約」を踏まえ、次に掲げるような内容を盛り込む。
 - ① 子どもの最善の利益の確保
 - ② 子どもの意見の尊重
 - ③ 子どもに対するあらゆる差別の禁止 等

(2) 総則

① 目的

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもってすこやかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

② 言葉の意味(定義)

- 「子ども」とは、次の(1)から(4)までのいずれかに当てはまる 18 歳未満の人およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいう。
 - (1) 区内に住んでいる人
 - (2) 区内で学んでいる人
 - (3) 区内で働いている人
 - (4) 前(1)から(3)までに当てはまる人のほか、区内で生活し、活動する人
- この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいう。
- この条例において「区民等」とは、次の(1)から(5)までのいずれかに当てはまる人をいう。
 - (1) 区内に住んでいる人
 - (2) 区内で学んでいる人
 - (3) 区内で働いている人
 - (4) 区内で事業を営んでいる人(以下「事業者」という。)
- (5) 前(1)から(4)までに当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人
- •「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他の子どもが育ち、学びまたは活動

するために利用する施設のことをいう。

• 「団体」とは、子どもが育ち、学びまたは活動するための団体をいう。

③ 基本理念

- ・子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子ど もにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- ・子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り 残されることなくその権利が保障されること。
- ・全ての子どもが将来への夢と希望をもって、生涯にわたり幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備すること。

(3) 子どもの権利の保障

① 大切な子どもの権利

子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等あらゆる場面において、特に次に掲げる権利が保障されること。

- (1) 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること。
- (2) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (3) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向、性自認等により差別をされないこと。
- (4) 安全・安心に過ごせること。
- (5) ゆったりと安心できる場所で休めること。
- (6) プライバシーが大事にされること。
- (7) 遊ぶこと。
- (8) 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、および親しむこと。
- (9) 繰り返し挑戦できること。
- 10) 悩んでいること、困っていること等を相談できること。
- (11) 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

② 子どもの権利を保障するための役割

- (1) 北区(以下「区」という。)の役割
- 区は、子どもの権利を保障するための施策を推進することで、子どもが幸せな状態で 生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行うこと。
- ・区は、子どものすこやかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、 必要な支援を行うこと。
- 区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力すると

ともに、その活動を支援すること。

区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体等と連携し、および協力 し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めること。

(2) 保護者の役割

• 保護者は、子どもの年齢や成長に応じた権利が保障されるよう努めること。

(3) 区民等の役割

- ・区民等は地域において子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支援するよう努めること。
- 事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めること。
- (4) 育ち学ぶ施設および団体の役割
 - ・育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるとともに、家庭、地域等との連携のもとで子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支援に努めること。

(4) 子どもの幸せの実現に向けた取組の推進

- ① 子どもの意見等の表明および参加
 - 子どもは、自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること。
 - 子どもは、意見、考え、気持ち等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けないこと。
 - 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設および団体の活動において子どもの意見等の反映または参加に努めること。
 - ・区、育ち学ぶ施設および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思を適切にくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めること。
 - •区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに関係のあることを決めるときは子ども の意見等を聴き、その意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重 されているかを子どもに分かりやすく説明すること。

② 子どもの意見等を求めるための会議

- ・東京都北区長(以下「区長」という。)は、子どもの意見等を求めるための会議 (以下「会議」という。)を開くこと。
- 区長は、子どもに関する区の施策その他区長が必要と認めることについて、会議に参加する子どもの意見等を求めること。
- 会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとすること。

- 区長は、会議への子どもの参加がうながされ、会議が順調に運営されるよう、必要な情報を子どもにわかりやすい形で提供する等の必要な支援を行うものとすること。
- 会議に参加する子どもは、その意見等をまとめ、区長に提出することができること。
- 区長は、提出された意見等について、これを尊重するよう努めるものとすること

③ 虐待、体罰等の防止

- 虐待、体罰等は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える重大な 権利侵害であり、だれであっても、どのような理由があってもしてはならないこと。
- 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の防止および虐待、体罰等からの適切かつ速やかな救済のために、必要な措置を講じ、または必要な支援を行うこと。

④ いじめその他の権利の侵害の防止

- 区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害 (以下「いじめ等」という。)を受けることなく、安心して生活することができるよう努めること。
- 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめ等の防止のために必要な 措置を講ずること。
- 区、育ち学ぶ施設および団体は、いじめ等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うこと。
- 区が行ういじめ等の防止に係る取組は、東京都北区いじめ防止条例の基本理念その他同条例の規定との整合性を図りながら行われること。

⑤ 子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり

- ・区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体または関係機関と連携のもと、子どもが安全・安心に過ごすことのできる環境づくりに努めること。
- ・区、事業者、育ち学ぶ施設および団体は、法令等に基づき、その活動において子どものプライバシーが保護されるよう必要な措置を講ずるものとすること。
- ・保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重するよう努めること。

⑥ 子どもの居場所づくり

- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの身近な生活の場において、子どもが自由にのびのびと遊び、学びその他の活動をするために必要な居場所づくりに努めること。
- 区は、居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、またはその支援に努めること。

⑦ 子どもが相談しやすい環境づくり

- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが悩んでいること、困っていること等について、相談しやすい環境づくりに努めること。
- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めること。

⑧ 子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり

・区、育ち学ぶ施設および団体は、子ども一人ひとりの心身の状況、置かれている 環境等に応じて、子どもが望む形で学ぶことができる環境づくりに努めること。

⑨ 子どもの貧困の防止

・区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、すこやかに育ち、および 学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの 貧困の防止に総合的に取り組むこと。

(5) 子どもの権利に関する施策の推進と検証

- ① 子どもの権利に関する施策の推進等
 - (1) 子どもの権利に関する施策の推進
 - ・区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民等、育ち学ぶ施設 および団体と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとし、その ための体制を整備すること。
 - (2) 子どもの権利の普及啓発
 - ・区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または 学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めること。
 - 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分と ほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めること。

② 子どもの権利委員会

(1) 東京都北区子どもの権利委員会の設置

- ・区は、この条例に基づく子どもの権利に関する施策を検証するために、区長の 附属機関として東京都北区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」とい う。)を設けること。
- 権利委員会は、学識経験者その他東京都北区規則(以下「規則」という。)で 定める人のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織すること。
- 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすること。ただし、再任を妨げないこと。
- 区長は、委員が心身の故障のため仕事を行うことができないと認める場合または仕事上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができること。
- 委員は、仕事上知りえた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も 同様とすること。

(2) 権利委員会の仕事

- 区長の諮問を受けて、区における子どもの権利保障の状況、区が策定する子ども・子育て支援に関する計画のうち子どもの権利に関するもの等について、調査および審議をすること。
- •(6)①の権利擁護委員からの報告について、調査および審議をすること。
- 調査および審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(3) 会長及び副会長

- 権利委員会に会長および副会長を置くこと。
- 会長および副会長は、委員の互選によって定めること。
- 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理すること。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代理すること。

(4) 招集等

- ・権利委員会は、会長が招集すること。
- 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができないこと。
- ・権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の 決するところによること。

(5) 庶務

• 権利委員会の庶務は、子ども未来部子ども未来課において処理すること。

(6) 子どもの権利擁護

① 子どもの権利擁護委員の設置

子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るため、東京都北区子どもの権利擁護委員(以下「権利擁護委員」という。)を置くこと。

② 子どもの権利擁護委員

- (1) 権利擁護委員の仕事
- ・子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
- ・子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
- ・子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
- ・子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
- 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
- (2) 権利擁護委員は、3人以内とし、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱すること。
- (3) 権利擁護委員の任期は2年とすること。ただし、再任されることができること。
- (4) 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために権利擁護委員の仕事を担当することができないと認める場合、委嘱の要件を満たさなくなった場合または権利擁護委員の仕事の上での義務違反その他権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その権利擁護委員の職を解くことができること。
- (5) 権利擁護委員は、権利擁護委員の仕事において、知り得た秘密をもらしてはならないこと。権利擁護委員の仕事の担当を退いた後も、同様とすること。
- (6) 権利擁護委員の仕事の進め方
- 権利擁護委員は、仕事を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重 するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うこと。
- 権利擁護委員は、公正かつ公平にその仕事を行わなければならないこと。
- 権利擁護委員は、それぞれ独立してその仕事を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その仕事を行うことができないこと。
- 権利擁護委員は、毎年度、その仕事の実施状況について区長に報告しなければならないこと。
- ・区は、権利擁護委員の独立性および公正かつ公平に仕事を行うことができる環境を 確保するために必要な協力および支援を行うこと。
- 区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、権利擁護委員の仕事に協力するよう努めること。
- (7) 権利擁護委員への相談等

子ども(その子どもに関係のある人を含む。)は、権利擁護委員に子どもの権利の 保障について必要な相談を行い、または次に定めることを求めることができるこ と。

- ・子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
- 子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
- (8) 権利擁護委員の要請および意見の尊重等
- ・区の機関、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、権利擁護委員から(1)の要請および 意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めること。
- 区の機関は、その取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告すること。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利擁護委員に報告すること。

(7) 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、子どもの権利委員会及び子どもの権利擁護に関する規定は、規則で定める日から施行すること。